

第807回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年1月11日(木) 午前10時30分
2. 閉会の日時 令和6年1月11日(木) 午前11時00分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

1	立崎	京子	2	佐々木	和枝	3	宮古	久光
4	川嶋	芳郎	5	古田	武信	6	門上	牧夫
7	種市	廣	8	浦田	秀人	9	浪岡	篤志
10	葛巻	広行	11	斗米	義一	12	新堂	友和
13	北澤	邦彦	14	千葉	準一	15	岩間	勝義
16	駒澤	慎	17	沼山	英明	18	赤沼	成人
19	富田	和美						

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
20 荒谷 涼香

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局	長	堀内	実	
	次	長	山本	誠
	係	長	工藤	幸恵
○ 会議書記・・・主	事	熊野	健太	

7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第2号】農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第5号】農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和5年12月28日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第807回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で1名はこの後遅れてまいります。しかし、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、遅れての出席となるのは、14番 千葉委員でございます。また、推進委員につきましては、5名の出席で、荒谷推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。また、本日も御多忙のところ、第807回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年は委員の改選期により、農業委員5名のほか、推進委員3名の各委員が改選され、新たな体制のもとではありましたが、変わらぬご支援とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、昨年から当委員会でも進めております、目標地図の素案策定に係る意向調査について、現在、事務局で入力作業を進めているところでございますが、そこで見えてきた状況から、皆様が想像している以上に農地を手放したい所有者が多く、今後、農業離れと耕作放棄地が急速に拡大することを懸念しており、危機感を抱いております。

「農地を守り有効利用を促す業務」を担う我々といたしましては、この直面する問題に真剣に取り組んでいかなければならないと思っているところであり、今後の最大の責務であると考えております。

本年は、これらの難局を乗り越えるべく、大変重要となる年でもあります。気持ちを新たに、今年1年が良い年となるよう祈念しつつ、皆さんと共に農業委員会活動に邁進して参りたいと存じます。

皆様には、農業施策の一端を担う地域農業のリーダーとして、引き続き一層のご尽力のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、本年最初の挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、7番 種市 廣 君、11番 斗米 義一 君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 それでは2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに令和5年12月12日から本年1月11日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

12月15日に、女性農業委員等研修会が青森市で開催され、立崎会長職代理者と佐々木委員が参加しております。

1月5日に、第807回総会の議案検討会を開催しております。本日、第807回総会を開催しております。

また、本日総会終了後、令和5年度農業者年金協会代議員・加入推進部長等研修会が六戸町で開催され、委員・事務局が参加と

なります。

次に、12月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が3件の3万1,735平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は4件で、3万7,607平米でした。

次に、転用につきましては、4条の案件が1件の244平米でした。

また、5条の案件は1件の1,402平米でした。

次に、貸借の解約は6件で、3万8,536平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は15件で、10万9,524平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の所有権移転が1件で、畑が1万1,448平米でした。

次に、現地調査につきましては2件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、1月12日から2月13日までの主な業務計画についてご説明いたします。

1月22日から23日に、五所川原市で開催されます、令和5年度青森県10市農業委員会協議会に、会長及び私が出席を予定しております。

1月26日に、十和田市で開催されます、令和5年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議に、会長及び私が出席を予定しております。

2月5日から7日に、北海道岩見沢市等において実施いたします、

令和5年度農業委員会県外視察研修に、委員及び事務局が参加を予定しております。

2月8日に、第808回総会の議案検討会を予定しております。

2月13日に、第808回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字淋代平の田5筆1万5,215平米で、貸借契約を解約し、売買の手続きを行うためのものであります。

次に、番号2の字淋代平の田5筆及び、4ページの番号3の字前平の田2筆と、番号4の字堀口の田1筆、面積合計1万6,754平米で、貸借契約を解約し、経営規模を縮小するためのものであります。

次に、番号5、字淋代平の田2筆5,614平米で、圃場の不良により、貸借契約を解約するものであります。

次に、5ページの番号6、南山1丁目の田1筆、953平米で、借手の都合により貸借契約を解約するためのものであります。

なお、それぞれの解約前の契約内容は表右側に記載のとおりでございます。

次に6ページをお開き願います。

報告第3号、青森地方法務局十和田支局から照会がありました2件について、現況調査を行っております。

初めに番号1の字庭構の畑1筆、1,587平米で、場所は有限会社東北ファーム敷地内東側に位置しております。

当該地の現況は、以前から鶏舎が建っていたことから、農地として利用

できる見込みがないことから、非農地として判定したものであります。

次に、番号2の字堀口の畑1筆、991平米で、場所は三沢市立三沢病院南側のあいざわクリニックの診療施設及び駐車場の敷地となります。

当該地は、平成23年10月24日付けで5条転用済みであり、現況も建物が建っているため非農地として判定したものであります。

以上の2筆の土地について、12月27日に、種市委員、新堂委員、沼山推進委員同行のもと調査、確認を行い判断したものでございます。

以上が、報告事項でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長 議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、淋代平の田6筆、合計16,835㎡を、所有権移転の申請です。価格は約〇〇円/10aで、総額は〇〇円です。場所は淋代屯所から南東約1.6km、東に1.6kmにあります。

番号2、淋代平の田1筆、合計2,932㎡を、所有権移転の申請です。価格は〇〇円/10aで、総額は〇〇円です。場所は、食肉処理センターから南西600mに位置しています。

番号1、2のどちらも、労働力は譲受人1名、常雇用は10名程度に加え必要に応じて臨時で雇用を行っています。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。耕作状況に問題はないと考えられます。

現地確認は、種市委員、新堂委員、沼山推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。

議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。

番号1、字早稲田の畑1筆、㎡を、10年間の賃貸借契約です。場所は、やすらぎ園から西に130mに位置しています。貸借による周辺農地への影響はないと考えられます。

議 長

次に議案第4号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

それでは10ページをお開き願います。

議案第4号農地利用集積等促進計画の作成の要請についてです。

番号1から番号4、字庭構の田、合計16筆、総面積40,440㎡を、5年間の賃貸借権の設定です。場所は、仏沼周辺及び東北ファーム周辺に点在しています。

耕作者は六ヶ所村在住の農業者で、周辺においても農地を借り受け、牧草を作付けしています。

番号5から番号7、字下野の田4筆、合計10,921㎡、字堀口の田2筆、合計1,864㎡、字淋代平の田1筆、1,786㎡を8年間の使用貸借権の設定です。場所はそれぞれ、航空科学館から東へ1.5km、スーパードラックアサヒ堀口店から南東に200m、五川目つつみから北東へ約1.5kmにあります。

耕作者は三沢市の農業者で、野菜を作付けするために農地を借り受けます。周辺においても農地を所有、借受けして野菜を作付けしています。

番号8、南山1丁目の田、3,633㎡を、6年間の賃貸借権の設定です。場所は、三沢小学校から南西150mに位置しています。

耕作者はおいらせ町の農業法人。形態は有限会社で、三沢市内においてほかにも農地を借り受けて野菜を作付けしています。いずれの申請も、貸し借りによる周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認については、種市委員、新堂委員、沼山推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古田委員

8番の譲り受け人の面積だが、周辺で借り受けているという割には少くないか？

事務局

記載ミスです。もうしわけございません。
正しい面積を後日ご報告いたします。

議 長 他にございますか？

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり青森農業支援センターに対し要請いたします。

議 長 次に議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。事務局より説明願います。

事務局 それでは14ページをお開き願います。

議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は2件です。

番号1、深谷2丁目の畑2筆、面積合計4,369㎡を、知人間の売買の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。場所は太郎温泉駐車場に隣接しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

番号2、字前平の畑1筆、5,082㎡を、親子間による贈与の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め1名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。場所は、市立三沢病院から東に約350mに位置しており、周辺農地への影響はないと考えられます。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないのでご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号農地転用許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開きください。

議案第6号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は5条転用、1件の申請であります。議案第5号資料と合わせてご覧ください。

番号1番、対象となる土地は、字流平の畑、1筆の1, 505㎡のうち、403.37㎡です。

譲受人は、農産加工会社です。譲渡人は、字流平の無職の方です。場所は、三沢市役所より南東へ約5kmに位置し、周辺は住宅、農地、農業用施設等が入り組んだ場所であります。権利区分は永久年間の使用貸借権の設定となります。

今回の転用目的は、宅地で倉庫及び資材置き場の整備となっておりますが、隣接する土地をH25年3月に5条転用で許可を受け整備しており、この時点で今回の申請地も整備されており、事後の転用申請となっております。

本来は転用手続きした時に入っていると勘違いして整備したとのことあり、顛末書も提出されております。

建築物の倉庫の建築面積は79.94㎡、プレハブは33.06㎡となっております。

農地区分は、10ha以上の集団的農地の区域内である第1種農地となりますが、既存施設面積の1/2以内の拡張面積であることから、不許可の例外とされ認められます。

事業費については、既に整備されているため記載はございません。周辺農地への対策として、隣接には側溝及び集水柵が設置されており、雨水の流出がないため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないため、許可相当と判断されます。

現地確認については、種市委員・新堂委員・沼山進委員により、完了しております。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないのでご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第7号農地の利状查づく農地非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開きください。議案第7号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第7号資料でご確認ください。今回の件数は37件です。

番号1から37、字天ヶ森の畑37筆、所有者は記載のとおり。面積合計615.61㎡です。所在は旧天ヶ森小中学校より北西に約1キロ圏内に位置しており、狭小地のため今後も農地として利用される見込みがないことから非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも種市委員、新堂委員、沼山推進委員同行のもと完了しております。以上37筆、面積合計615.61㎡につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないのでご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号三沢農業振興地域整備計画の変更を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは20ページをお開き願います。議案第8号三沢農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

三沢農業振興地域整備計画とは、三沢市が今後の農業利用を確保すべき土地として農用地を定める計画であり、その内容を変更する際は農業委員会の意見を伺うこととなっているため、今回の意見が求められたものです。今回の内容については農用地区域の用途変更です。こちらは先月転用申請の出ておりました案件です。それでは議案の説明に移ります。

番号1、三沢市の養豚業者による養豚場の排水処理施設を整備するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は字庭構49-1289の田1筆244㎡です。土地所有者については、記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくおねがいたします。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

承認

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 7番 檀市廣

会第8

議事録署名者 11番 斗米義一